

第12回 福岡市個人情報保護審議会 個人情報保護制度部会 議事録

日 時	令和4年8月17日（水） 10:00～11:05
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	<p>委員（五十音順、敬称略）</p> <p>五十川 直行 永星 浩一 北坂 尚洋 山下 亜紀子 ※Web会議システムを通じての出席</p> <p>福岡市</p> <p>総務企画局行政部情報公開室</p> <p>情報公開室長 吉野 靖啓 個人情報保護係長 禅院 義隆 個人情報保護係員 川崎 翔太 個人情報保護係員 二宮 新吾</p>
議 題	個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

開会

議題 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

- (部会長) はじめに、条例事項である「審議会への諮問」について、説明をお願いする。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (部会長) 審議会がこれまで担ってきた所掌事務のうち、審議会への意見聴取事項については、個人情報保護委員会が改正法の解釈を一元的に担うことから、審議会の役割から除かれるという理解でよいか。
- (福岡市) そうである。
- (部会長) 審議会への諮問事項及び報告事項についてはどうか。
- (福岡市) 開示決定等についての審査請求や、条例改正、特定個人情報保護評価について、諮問に基づき調査審議いただく役割に変更はない。報告事項については、現在は条例の運用状況の公表に際して報告しているが、改正法でも法の執行状況を国に報告することから、同じような形での報告を想定している。
- (部会長) 現行条例に審議会の役割は規定されているのか。
- (福岡市) 現行条例第56条に規定している。
- (部会長) 改正法施行後においても、審議会は、審査請求の審議などを通じて行政の運営をチェックする第三者機関としての役割を担うという理解でよいか。
- (福岡市) そうである。
- (委員) 改正法第129条について、「特に必要であると認めるとき」に該当するものを施行条例に規定するということか。
- (福岡市) そのような規定の仕方を想定している。
- (部会長) 現在設置されている部会について、改正法施行後の位置づけはどうなるのか。
- (福岡市) 現在、目的外利用等審査部会、審査請求部会、個人情報保護制度部会、特定個人情報保護評価部会の4つの部会が設置されているが、改正法施行後は、目的外利用などの法解釈を個人情報保護委員会が担うことから、目的外利用等審査部会で行っていた条例の解釈を含めた個別案件の議論は想定されない。一方で、その他3つの部会については、改正法のもとでも同様の議論が想定される。
- (委員) ガイドラインにおいて、「類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めではない」とあるが、これはどういう趣旨か。

- (福岡市) 個人情報の取得、利用、提供等の類型ごとに、一律に審議会に意見を聴くことを前提条件とするような規定を設けてはならないという趣旨と理解している。
- (委員) 当制度部会の中で、施行条例の個別の文案まで議論するのか。
- (福岡市) 制度部会には施行条例を検討するまでの基本的な考え方・方向性について意見を伺うものである。
- (部会長) 他に質問等はないか。
- (委員) なし。
- (部会長) それでは、条例の改正など制度のあり方や、特定個人情報保護評価など制度の運用について、改正法第129条に基づき審議会に諮問することができるよう、必要な規定を置くべきであるということでよいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) それでは、以上で、本日の議事を終了する。

議事終了 閉会